



月～金曜日 くろーない  
**052-222-9671**

くろーなし  
**052-222-9674** [ 架空請求  
ホットダイヤル ]

土曜日  
**052-222-9690**

# くらしのほっと通信

キャッシュカード被害はどこまで補償されるの？

## 解説 預金者保護法



偽造・盗難キャッシュカードによる不正引出の被害急増を受け、今年8月3日に預金者保護法が成立。来年2月に施行されることになりました。今まで基本的に被害の補償を認めていなかった金融機関に対して、一転、原則として全額補償を義務付けたこの法律により、被害者救済は大きく前進することが期待されますが、窓口での取引やインターネットバンキングなど、ATM(現金自動支払機)以外での被害は対象とされない等の課題もあります。この法律でどこまで補償されるのか、解説します。

### 基本ルール

#### 今まで

民法第478条の規定を根拠に、金融機関は偽造・盗難されたキャッシュカードや通帳による不正引出の被害を補償していなかった。

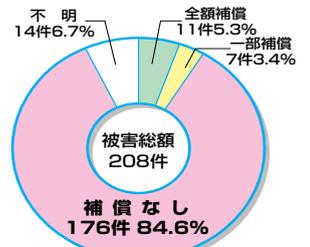
\*民法第478条：債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

#### これから

偽造・盗難カード等によるATMでの不正取引の被害は、金融機関が預金者に過失があったことを証明しない限り、金融機関が全額補償する。

\*預金者保護法で、ATMでの取引に対しては民法第478条を適用しないと規定されました。

【偽造カード被害者への補償】  
—H12～16年度上半期分—



金融庁「偽造キャッシュカード問題に関する実態調査結果」より

### 補償の対象は？

- 金融機関の個人預金者
- 偽造・盗難されたキャッシュカード又は通帳によるATMでの預貯金払戻や金銭借入(郵便局や一部の金融機関の通帳は、通帳のみでATMでの払戻が可能です)  
\*金融機関窓口やインターネット上など、ATM以外の取引は対象になりません。  
\*紛失したカード等による取引は、ATMかどうかに関わらず対象になりません。
- 法律の施行日(平成18年2月10日)以降の被害  
\*施行前の被害については法律の附則で「この法律の趣旨に照らし、最大限の配慮を行うように」と定められていますが、最終的な判断は各金融機関に委ねられます。



### 補償されない場合は？

- 預金者に重大な過失があった場合
- 親族、同居人等によって行われた場合
- 戦争、暴動等の混乱に乗じて盗まれた場合

### 預金者に求められることは？

- キャッシュカード等を盗まれた場合は、すみやかに警察および金融機関に連絡する  
\*特別な事情がない限り、金融機関への申出日からさかのぼって30日前までの被害しか補償されません。
- 金融機関に盗難時の状況について説明する  
\*偽りの説明をすると補償が受けられなくなります。

### 過失と補償割合

過失とは不注意のこと。預金者側の不注意が原因で被害が発生したことを、金融機関側が証明した場合は、過失の程度により補償がカットされます。

\*補償は過失の重さにより、偽造の場合は2つに、盗難の場合は3つに分類されます。

- 暗証番号を誕生日など他人に類推されやすいものにし、なおかつ番号を推測できるもの(免許証など)とカードと一緒に盗まれた など  
\*暗証番号を誕生日にしていただけでは、過失とはみなされません。

- 暗証番号を他人に知らせた
- 暗証番号をカードに記載してあった
- カードを安易に他人に渡した など、これらと同程度以上の不注意

	偽造の場合	盗難の場合
過失なし	全額補償	全額補償
軽過失	全額補償	75%補償
重過失	補償なし	補償なし

カードや暗証番号の管理に注意を払う、セキュリティの高いICカード等に変更する、引出限度額を低くする、記帳をマメにする等、自己防衛にも努めましょう。

<b>目次</b>	●キャッシュカード被害はどこまで補償されるの?.....1	●商品テスト 家庭用体脂肪計.....3
	●相談室から 住宅用火災警報器設置の義務付けについて...2	●情報掲示板.....4



## 相談室から

# 住宅用火災警報器設置の義務付けについて

Q

昨日、業者が来訪し「住宅用火災警報器の設置が義務付けられたので、すぐに購入して設置しなければならない」と説明された。そんな話は聞いたことがなかったので断ったが、住宅用火災警報器の設置義務ができたというのは本当ですか？

A

消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置及び維持が義務付けられることになりました。これは、近年、住宅火災による死者が急増しており、また、今後、高齢化に伴い、さらに増加する恐れがあることから、住宅用火災警報器の設置が必要だと考えられるようになったためです。

**住宅用火災警報器とは、火災で発生した煙を感知すると警報音や音声で住宅内の人に火災発生をいち早く知らせるものです。**

### ●いつから設置する必要があるの？

**新築住宅** 平成18年6月1日より

**既存住宅** 各市町村条例により平成20年6月1日から平成23年6月1日の間で設置義務化の期日が定められます。

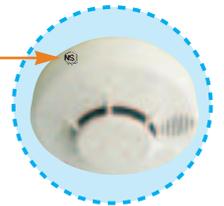
(注意)既に住戸内に「自動火災報知設備」「スプリンクラー設備」等が設置されているマンションなどの共同住宅等には設置する必要はありません。

### ●どこに設置するの？

**寝室** 就寝に使用する部屋(子供部屋等も就寝に使う場合は対象になります)

**階段** 寝室がある階の階段

\*各市町村条例により**台所**への設置も義務付けられることがあります。



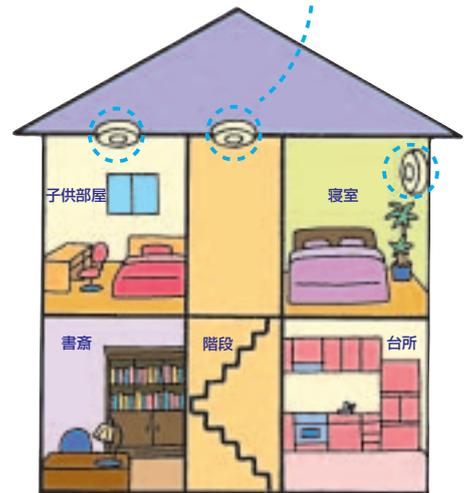
### ●どんな商品を選んだらいいの？

住宅用火災警報器には「煙」を感知するものと「熱」を感知するもの等があり、今回は「煙」を感知するものの設置が義務付けられました。ホームセンター等では自分で取り付けができる商品も販売されています。

設置を業者に依頼する場合は、数社から見積りを取り、商品価格や性能、工事内容をよく確認し、納得したうえで契約するようにしましょう。国の基準に適合し、日本消防検定協会の試験に合格した住宅用火災警報器には「NS」マークがついているので、購入する際の目安になります。

### ●訪問販売で購入した場合、解約はできるの？

訪問販売で契約した場合、契約日を含め8日間は特定商取引法のクーリング・オフ制度により無条件で解約ができます。この場合は設置工事が終了していたとしても、一切の費用負担なく元に戻してもらえ、支払ったお金は全額返金されます。クーリング・オフ期間が過ぎた後でも、販売方法に問題がある場合は解約できることがあります。



**消防署などの公的機関が点検、販売のために訪問することはありません。悪質な勧誘にご注意ください。**

#### 【住宅用火災警報器に関する問合せ先】

◆名古屋市消防局予防部予防課 TEL 052-972-3544

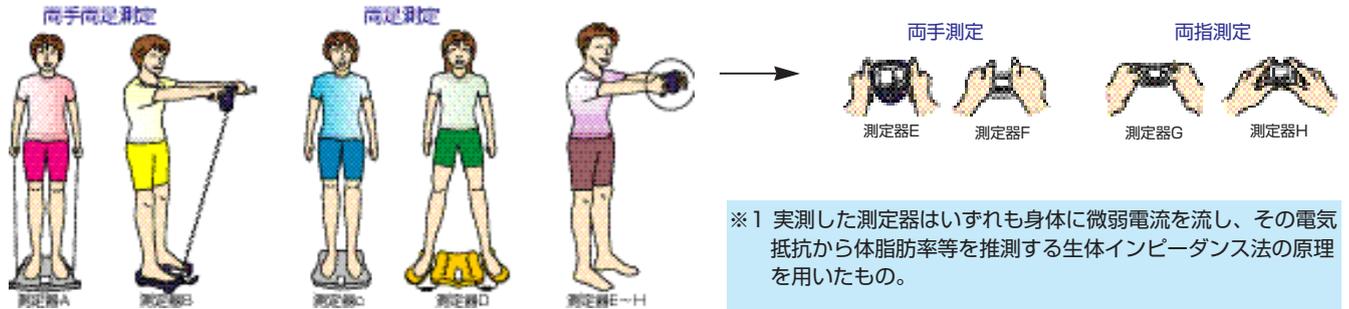
◆(財)日本消防設備安全センター 住宅用火災警報器相談室 TEL 0120-565-911

# 商品テスト

## 一家庭用体脂肪計



近年、ダイエットや健康管理に利用する人が増え、家庭用体脂肪計(体脂肪計・体組成計)の形状や測定方式は多彩になってきましたが、それぞれ、どのような違いがあるのでしょうか？  
市販の家庭用体脂肪計のうち測定方式ごとに2台ずつ選定して、実測テストをしてみました。



※1 実測した測定器はいずれも身体に微弱電流を流し、その電気抵抗から体脂肪率等を推測する生体インピーダンス法の原理を用いたもの。

※2 測定器AとC、BとE、FとHは同一メーカー。

### テスト項目と方法

被験者に、毎日同一時間にテスト対象品8台で順次測定していただき、測定値(体重・体脂肪率・内臓脂肪・筋肉・骨塩量・基礎代謝など)と測定時間を調査しました。被験者：延べ105名(うち14名は5日間以上継続測定)

### テスト結果と考察

#### 測定項目は機種によって様々 8機種共通は体脂肪率のみ

測定項目や測定に要する時間は機種により様々で、同じような測定項目でもメーカーにより測定内容が異なる場合もありました。(図1参照)

例えば筋肉といえば骨格筋(身体を動かす筋肉)をイメージする人が多いと思いますが、筋肉には骨格筋と平滑筋(内臓を動かす筋肉)等があります。測定器A、Cの説明書には「本機で表示される筋肉量は、骨格筋、平滑筋と体水分量を含んだ値です」と具体的に書いてありました。一方、測定器Bの説明書には「筋肉率は体重のうち、筋肉量の占める割合です」とあるのみ。測定器Fには何の説明もなかったためメーカーに問合せたところ、B、Fともに「骨格筋の重さ」との回答がありました。

体脂肪計を選ぶ時は、どのような測定項目があり、それが何を表すのか、どのような機能が付いているのかを確認する必要があります。

(図1)

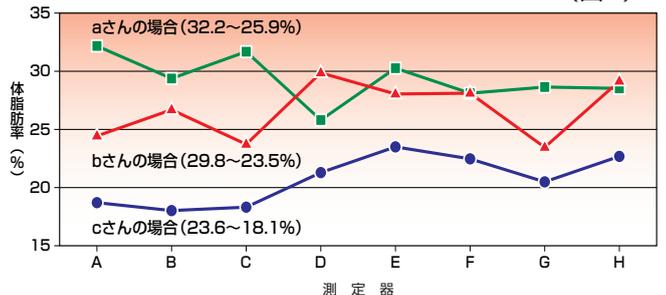
測定器	A	B	C	D	E	F	G	H
測定時間平均(実測値)	32秒	17秒	15秒	17秒	11秒	17秒	12秒	14秒
測定表示項目								
体重 [kg]	○	○	○	○	—	—	—	—
体脂肪率 [%]	○	○	○	○	○	○	○	○
骨量 [kg]	○	—	○	—	—	○	—	—
基礎代謝(量) [kcal/日]又は[kcal]	○	○	○	—	○	—	—	—
生活代謝カロリー [kcal]	—	—	—	—	—	○	—	○
内臓脂肪レベル [レベル]	○	○	○	—	—	—	—	—
体水分量 [kg]	○	—	—	—	—	○	—	—
筋肉量(率) [kg]又は[%]	○	○	○	—	—	○	—	—
体(内)年齢 [才]	—	○	○	—	—	—	—	—
BMI (体格指数)	—	○	—	—	○	—	○	—
LBM(除脂肪体重)	—	—	—	○	—	—	—	—

#### 機種により測定値にバラツキ 体(内)年齢が20才も異なっていた人も・・・

被験者別に機種による測定値の差を比較すると、体脂肪率の場合、機種による差が最も少ない人で3%、最も多い人は11.3%。体(内)年齢は最小で0才、最大では20才もの差が出た人もいました。どの機種が高く出るか低く出るかは被験者ごとに異なり、機種による傾向はつかめませんでした。(図2参照)

また、それぞれの機種に適した姿勢で測定しないと数値が定まらないため、説明書の指示に従い正しく測定しましょう。

(図2)



#### 測定値＝統計データからの推定値 あくまで目安と考えて

ほとんどの家庭用体脂肪計の測定値は、生体インピーダンス法の原理を応用して、統計データをもとに算出した推定値です。しかも、原理は同じでもメーカーや機種が違えば、基となる統計データや推定式が異なります。

同じ測定器を用い、毎日、同一条件で測定した場合、おおむね数値が安定していたことから、家庭用体脂肪計は健康管理の動機づけには利用できると考えられます。しかし、測定値の過信は禁物。健康は、身長や体重、ウエスト/ヒップ値など、いろいろな角度から総合的に考えることが大切です。

# 情報掲示板

名古屋市消費生活センターでは、次のように各種講座を開催します。ぜひ、ご参加ください。



## 消費生活講座受講者募集

講座名	①大そうじ前の耳寄り情報	②大丈夫？あなたの暮らしと環境保護	
内容	住宅設備の手入れ方法や簡単な修繕・修理などについて学びます。	暮らしを守るための備えと身近な環境問題などについて学びます。	
日程	11月15日、22日、29日、12月6日（毎週火曜日） 午前10時～正午	11月17日、24日、12月1日、8日（毎週木曜日） 午前10時～正午	
場所	名古屋市消費生活センター 第1研修室（伏見ライフプラザ12階）		
定員	①、②とも各100名（応募者多数の場合は抽選）	受講料	①、②とも無料
申込方法	「往復はがき」に講座名・住所・氏名・電話番号を明記の上、11月8日（火）までに下記へご郵送下さい。（必着）		
申込先	〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 名古屋市消費生活センター ☎222-9679		

## 実習講座のご案内

受講無料

市内在住の10～30名までのグループを対象に、随時、希望に合わせて実習講座を開催しています。

【テーマ】*①～⑩の中から好きなテーマをお選び下さい。			
①ところてん作り	④バターとチャパティ作り	⑦食品添加物の簡易テスト	⑩入浴剤作り
②豆腐作り	⑤チーズ作り	⑧ミネラルウォーターの簡易テスト	⑪シミ抜き
③こんにゃく作り	⑥野菜・果物のビタミンCとジュースの糖度測定	⑨牛乳パックからの再生はがき作り	
【開催日時】月～金（祝日除）午前9時～正午、午後1時～5時 *各テーマの所要時間は2時間程度、実習後に悪質商法についての話を聞いていただくこともできます。			
【開催場所】名古屋市消費生活センター消費者開放試験室（伏見ライフプラザ10階）			
【申込方法】希望日の1ヶ月前までに電話でお申込み下さい。名古屋市消費生活センター 試験係 ☎222-9679			

## 名古屋市では「青果物は原則ノートレイ」を推進しています！

容器包装の中で大きなウエートを占める食品トレイの削減をめざし、名古屋市では、店舗面積500㎡以上の小売店を対象に、青果物については原則ノートレイとする「名古屋市青果物包装適正化基準」を制定しています。

過剰包装のないシンプルな生活を心がけましょう。

【トレイ使用率の高い商品】

その基準の実施状況を把握するため、毎年、名古屋市消費生活調査員の皆さんに青果物包装調査をお願いし、トレイを使用している店舗に改善を求めています。本年度、市内99店舗、43品目について調査を実施した結果は、右表の通りです。

【問合せ先】名古屋市市民経済局消費流通課 ☎972-2437

15年度		16年度		17年度	
全体	7.6%	全体	6.1%	全体	5.6%
①長いも	35.4%	①長いも	31.6%	①長いも	24.0%
②トマト	29.9%	②トマト	24.5%	②トマト	18.2%
③さやえんどう	27.5%	③さやえんどう	22.1%	③さやえんどう	17.9%
④マンゴー	24.7%	④マンゴー	18.4%	④マンゴー	17.0%
⑤キウイ	21.9%	④プチトマト	18.4%	⑤プチトマト	15.2%



## 利用のご案内

- 消費生活相談  
月～金（祝日除）  
☎052-222-9671  
☎052-222-9674（架空請求ホットダイヤル）  
受付時間：午前9時～12時 午後1時～4時15分  
土曜日（祝日除）  
☎052-222-9690  
受付時間：午前9時～11時 午後1時～4時  
※土曜日は電話相談のみ。面談は行っていません。
- くらしの情報プラザ  
月～土（祝日除）午前9時～午後5時  
☎052-222-9677

名古屋市消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678



毎月8日は環境保全の日

●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。  
このパンフレットは再生紙を利用しています。（古紙配合率100%白色度80%）